

令和7年4月から

「地域計画」区域内の農地の場合、

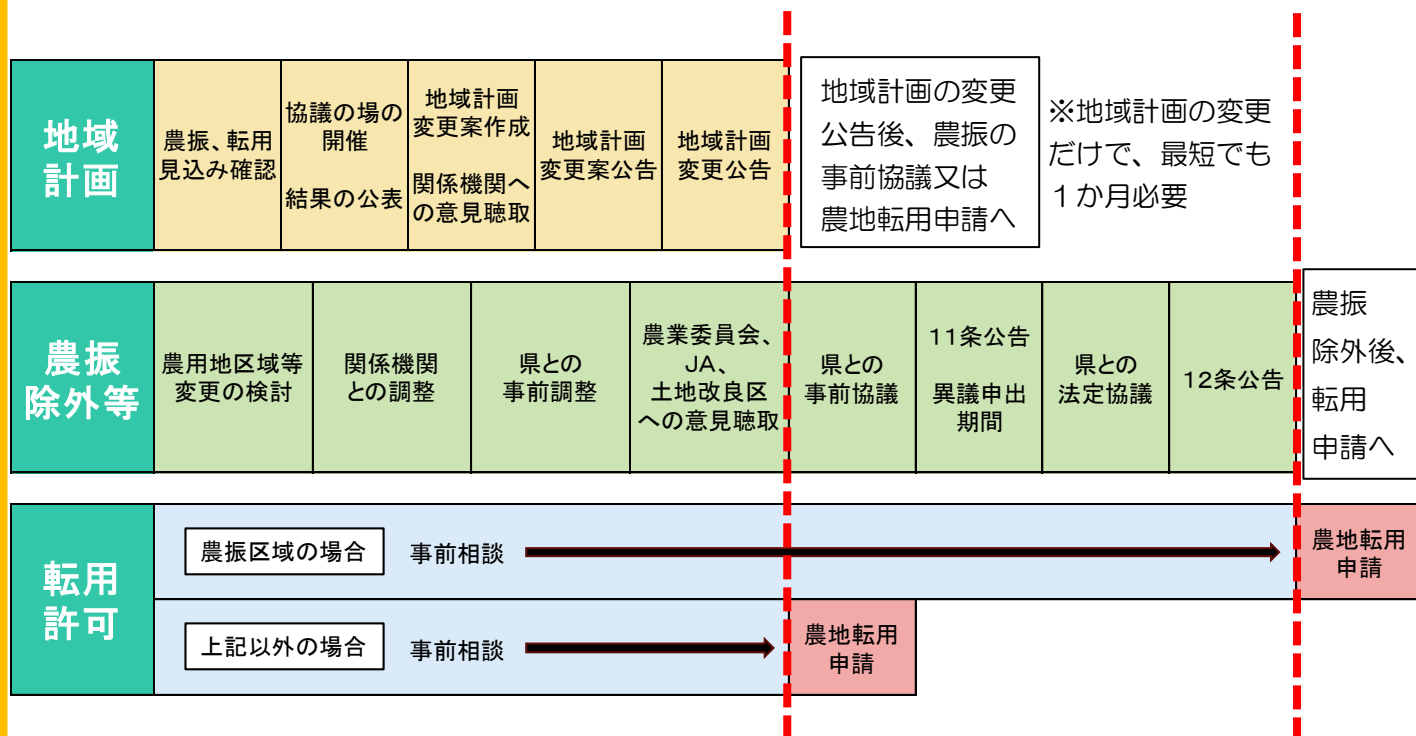
農振除外や農地転用の手続に時間がかかります！

農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の策定に伴い、地域計画区域内の農地は、農振法による「農用地区域からの除外（農振除外）」や農地法による「農地転用」を行う際に、あらかじめ地域計画の変更手続が必要になります。

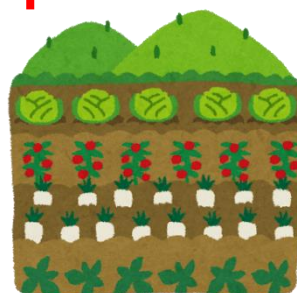
※ 一時的に農地を転用する場合は、地域計画の変更手続は不要です。



👉 地域計画を事前に変更する場合の手続の流れ



上の表に示しているとおり、地域計画の変更前に、農振除外の申出書の提出や農地転用の事前相談などは開始できますが、法定手続は地域計画の変更公告後に行うことになります。



地域計画区域の確認や、地域計画に関するお問合せは、
川南町役場 農地課 農地利用係へ👉 電話 0983-27-8012